

大規模災害時廃棄物対策北海道ブロック協議会
道南エリア分科会 議事要旨

1. 開催日時

令和8年8月6日（木）10:00～12:00

2. 開催場所

北斗市商業活性化支援センターエイド'03 研修室
（オンライン併用）

3. 議題

- （1）第22回ブロック協議会の開催結果
- （2）令和7年度各ワーキンググループの検討結果
- （3）災害廃棄物処理に関する情報提供
- （4）検討事項
 - ・エリア内の災害廃棄物処理に係る課題検討
 - ・災害廃棄物処理計画策定状況について
 - ・エリア分科会の代表市町村及び代表振興局の選出
- （5）その他

4. 議事

- （1）第22回ブロック協議会の開催結果について
 - ・事務局より第22回ブロック協議会の開催結果について説明した。
 - ・特段の意見交換なし。
- （2）令和7年度各ワーキンググループの検討結果について
 - ・事務局より令和7年度各ワーキンググループの検討結果について説明した。
 - ・特段の意見交換なし。
- （3）災害廃棄物処理に関する情報提供について
 - ・事務局より災害廃棄物処理に関する情報提供について説明した。
 - ・特段の意見交換なし。
- （4）検討事項について
 - ・事務局より検討事項として、エリア内の災害廃棄物処理に係る課題検討、災害廃棄物処理計画策定状況、エリア分科会の代表市町村及び代表振興局の選出について説明した。

- ・ 特段の意見交換なし。

(5) その他

- ・ 地方自治体より災害廃棄物処理計画策定の期限、プッシュ型支援事業について質問があり、環境省より回答した。

【意見交換】

(1) 第 22 回ブロック協議会の開催結果について

(意見等なし)

(2) 令和 7 年度各ワーキンググループの検討結果について

(意見等なし)

(3) 災害廃棄物処理に関する情報提供について

(意見等なし)

(4) 検討事項について

(意見等なし)

(5) その他

○地方自治体

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の改正により災害廃棄物処理計画の策定が義務付けられたとのことだが、策定期限は定められているのか。また、計画策定に当たり、プッシュ型支援事業について説明があったが、これは町の予算負担を伴うものなのか、それとも勉強会のような形で支援を受けながら策定するものなのか教えていただきたい。

○事務局

法的な策定期限については、現時点では施行令等が発出されていないため明確には定められていない。ただし、国は 2030 年度までに全市町村の災害廃棄物処理計画策定率 100% を目標としていることから、実質的には 2030 年末までの策定が求められているものと考えている。北海道環境局としても、北海道ブロック協議会において 2030 年までのロードマップを作成し、国の目標より 1 年程度前倒しで計画策定を推進していく考えである。

また、プッシュ型支援事業については、今年度は事務局が自治体を支援し、計画骨子の作成まで行う事業であり、市町村の予算負担は必要ない。今年度の支援については、当初の想定件数を上回り、既に 20 件を超える自治体から申し込みがきている。

なお、災害廃棄物処理計画策定勉強会については、今後、2 か所でそれぞれ 1 回の開催を予定しており、こうした勉強会に参加しながら計画策定を進めることも可能である。WEB での参加にも対応している。

災害発生時には、計画の実行を担う職員自身が被災している可能性もあるため、平時から計画を整備しておくことが重要である。計画が整備されていれば担当者以外への引継ぎも可能となることから、早い段階で策定を進めていただきたい。

以上